

児童相談所の設置に係る検討状況について

平成28年6月の児童福祉法改正により、特別区に児童相談所を設置することが可能となり、特別区長会においては、副区長会の下に「児童相談所移管準備連絡調整会議」（以下「連絡調整会議」という。）を設置し、移管準備を進めることとなった。連絡調整会議では、移管を希望する区から、『児童相談所移管にあたっての課題の抽出・整理』、『平成26年度に行った「特別区移管モデル」の具体化の再調整及びロードマップ』の提出を受け、全体整理を経て平成28年11月の区長会・副区長会に報告を行った。

区では、庁内関係所管による「板橋区児童相談所移管に係る検討会」において、上記課題等を含め移管に向けた検討を進めているので、その検討状況について報告する。

記

1 板橋区における検討状況

日 時	内 容
平成28年8月5日【28年度第1回幹事会・検討会】 平成28年8月16日【28年度第2回幹事会】 平成28年9月12日【28年度第2回検討会】	課題の抽出・整理、「特別区移管モデル」の具体化検討の再調整、及びロードマップの作成 →平成28年9月30日特別区長会事務局へ提出
平成28年10月5日【28年度第3回幹事会】 平成28年10月5日【28年度第3回検討会】 平成28年12月8日【28年度第4回幹事会・検討会】	児童相談所設置場所、施設整備の検討

2 児童相談所設置場所、施設整備について

(1) 設置場所

旧板橋第三小学校（板橋区本町24-1）

開設可能時期、施設規模、区役所本庁舎や警察署等の関係機関との連携の有効性などを総合的に勘案し、旧板橋第三小学校の敷地の一部を利用して設置することとした。

なお、「公共施設等の整備に関するマスタープラン」に基づく個別整備計画において、旧板橋第三小学校は、行政需要を総合的に勘案し跡地活用の検討を進めることとされているため、新たな行政需要である児童相談所の設置についても、この跡地活用の一環として検討し、整備を進めていく。

(2) 開設時期

平成33年度中（予定）

(3) スケジュール

【平成28年12月現在】

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
施設整備	基本計画		基本設計・実施設計		建設工事 ●開設
解体工事 (体育館・ プール)	解体設計	解体工事			
児童相談 行政の 体制・組織	検討				
人材の 確保・育成	長期派遣研修、採用				●配置
児童相談所 設置市の 事務	各所管での課題検討		組織・人員の検討、事務引継		●実施

※今後の検討状況により、スケジュールを変更する場合がある。

(4) 施設規模

想定延べ床面積 概ね2,000㎡（「特別区児童相談所移管モデル」の大規模モデル）

※ 子ども家庭支援センターの移転併設等を含めた場合、延べ床面積の変更が想定される。

3 今後の検討について

「板橋区児童相談所移管に係る検討会」にて、引き続き以下の検討課題について具体的な検討を進めていく。

- (1) 児童相談所の施設整備について
- (2) 児童相談所移管後の児童相談行政の体制・組織について
- (3) 人材の確保・育成について
- (4) 関係所管課による課題（児童相談所設置市の事務の移管等）について